

全員協議会会議録

1	開 会	1
2	あいさつ	1
3	議 題	1
(1)	報告事項について	1
①	アフターコロナ矢板創生戦略（2次補正対応分）の概要について	1
②	指定管理者制度の導入施設について	4
③	矢板市使用料改訂計画（案）パブリックコメント実施結果について	5
④	矢板市手数料の改定及び関連条例等の改正について	5
⑤	矢板市給水条例及び矢板市下水道条例の一部改正について	13
⑥	地方税法の改正に伴う矢板市市税条例の一部改正について	19
⑦	矢板市子ども未来館設置及び管理条例の制定について	20
⑧	新型コロナウイルス感染症対策について	21
⑨	矢板市防災行政無線戸別受信機の無償貸与について	23
⑩	矢板市営住宅条例及び矢板市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	25
⑪	矢板市農業者トレーニングセンターの名称変更について	26
4	その他	27
5	閉会	28

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石 塚 政 行
- ② 掛 下 法 示
- ③ 神 谷 靖
- ④ 中 里 理 香
- ⑤ 高 瀬 由 子
- ⑥ 櫻 井 惠 二
- ⑦ 藤 田 欽 哉
- ⑧ 佐 貫 薫
- ⑨ 伊 藤 幹 夫
- ⑩ 関 由紀夫
- ⑪ 小 林 勇 治
- ⑬ 宮 本 妙 子
- ⑭ 石 井 侑 男
- ⑮ 中 村 久 信
- ⑯ 今 井 勝 巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長
- ⑤ 秘書広報課長
- ⑥ 総務部長兼総務課長
- ⑦ 税務課長
- ⑧ 子ども課長
- ⑨ 健康増進課長
- ⑩ 市民生活部長兼くらし安全環境課長
- ⑪ 商工観光課長
- ⑫ 経済建設部長兼建設課長
- ⑬ 会計管理者兼出納室長
- ⑭ 生涯学習課長
- ⑮ 上下水道事務所長兼水道課長
- ⑯ 下水道課長

【 欠席説明員 】

齋 藤 淳一郎
横 塚 順 一
村 上 雅 之
高 橋 弘 一
佐 藤 裕 司
塚 原 延 欣
丸 谷 久美子
田 城 博 子
沼 野 晋 一
小野寺 良 夫
小野崎 賢 一
津久井 保
細 川 智 弘
山 口 武
柳 田 和 久
齋 藤 正 樹

なし

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄 井 勉
- ② 副主幹 森 山 敦
- ③ 副主幹 黒 崎 真 史

1 開 会

○議長（石井侑男） ただいまから、全員協議会を開会いたします。（10：00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多用のところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

さて、本日の議題につきましては、「アフターコロナ矢板創生戦略（2次補正対応分）の概要について」など11件でございます。

これらの件につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

簡単ではありますが、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 報告事項について

① アフターコロナ矢板創生戦略（2次補正対応分）の概要について

○議長 報告を求めます

○総合政策課長（高橋弘一）

おはようございます。国の二次補正予算に対応しました、アフターコロナ矢板創生戦略の概要につきまして、御報告させていただきます。

こちらにつきましては、7月16日の全員協議会で報告いたしました、国の二次補正予算における、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、主な事業をまとめたものでございます。国からの追加配分の通知を

受けまして、矢板市では7月末を提出期限とする先行受付に、計画書の提出を行ったところでございます。

矢板市では、今回のコロナ禍を、本市の社会経済構造を見直す機会と捉え、未来志向での取り組みを推進することで、感染症に強いまちづくりと、地方創生の実現を図る為、国の補正予算で創設されました、この臨時交付金を活用した一連の取り組みを、アフターコロナ矢板創生戦略といたしまして、その基本方向としての、命を守る、経済を復興する、学びを取り戻す、の3つの柱の観点で、この臨時交付金を活用しております。

今回の2次補正予算で、追加配分されました臨時交付金につきましても、この考えで活用するとともに、3つの柱の政策連携を図ることによりまして、より効果の高い施策となるよう、展開を図ってまいります。

前置きが長くなりましたけれども、資料の説明に入らせていただきます。まず柱の1つ目の命を守るでは、新たに19歳から64歳までの方を対象としました、インフルエンザ予防接種に係る費用の助成を行ってまいります。

また18歳以下のお子さんや、65歳以上の方につきましては、接種勧奨といたしまして、予防接種を行った方に商品券を発送してまいります。

これら全世代を対象としました、インフルエンザの予防接種事業を行いまして、医療従事者の負担軽減や医療提供体制の維持、合わせまして地域活性化を図ってまいります。その他、備蓄用の衛生用品の整備なども行なってまいります。

2つ目の経済を復興するですが、こちらはプレミアム率20%のプレミアム付商品券やリフォーム券を発行いたしまして、地域経済の活性化を図ってまいります。

また地元産材活用支援ということで、道の駅やいたや、(仮称)子ども未来

館に地元産の木材製品を活用することや、学校給食におきましては、地元農畜産物を活用することによりまして、地域の農林業に係る事業者の支援を行ってまいります。

その他、店舗賃料の支援や、国の特別定額給付金の対象とならないお子様へ、一律5万円の支給などを行ってまいります。

そして三つ目ですけれども、学びを取り戻すでは、市内4つの学校体育館に空調設備を整備いたしまして、夏場の学校開校に備えるとともに、避難所としての機能向上を図ってまいります。

また、学校図書館の一部を電子図書として整備いたしまして、オンライン化による読書活動の推進や、感染症対策を図ってまいります。

その他、郷土資料館の資料のデジタルコンテンツ化などに取り組んでまいります。

臨時交付金を活用する主なものにつきましては、以上でございますけれども、次のページの資料につきましては、政策間連携の資料でございます。例えば初めの命を守ると、経済を復興するは、×という印をつけてございますけれども、こちらは、命を守る施策と経済を復興する施策の両方に関連している事業として、掲載しているものでございます。

この臨時交付金に係る予算につきましては、8月6日に専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げますとともに、9月の定例会におきまして議案として提出いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。報告は以上です。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はございませんか。

○神谷議員 内容の確認なのですが、11番、新生児の応援特別給付金です。具体的な対象となる方は、どういう方でしょうか。

○子ども課長（田城博子） この給付の対象者は、令和2年4月28日から、令和3年4月1日までに出生したお子さんということで、給付金の対象外になった方を対象としております。以上です

○議長 他にございませんか。

（なし）

○議長 ないようですので、次に進みます。

② 指定管理者制度の導入施設について

○議長 報告を求めます。

○総合政策課長 矢板市では現在 32 の施設を、指定管理者制度に基づいて管理運営しております。その内、今年度末をもちまして、一覧表に記載の No. 1 から No. 9 の施設の、指定管理期間が終了となります。

そのため、指定管理期間が終了する施設につきましては、引き続き指定管理者制度を導入しまして、No. 10 から No. 17 の施設に関しましては、新たに指定管理者制度を導入するといったものでございます。

指定管理の期間につきましては、県のガイドラインや矢板市の運用指針で、原則5年、新規導入施設は3年となっていることから、No. 1 から9の継続施設は5年間、No. 11 から17の新規導入施設については3年としております。

なおNo. 10の矢板市こども未来館につきましては、新規ではありますけれども、今まで指定管理者制度を導入していた児童館機能を含めた施設であることなどから、継続的な施設として5年としております。

またNo. 3から10の8施設につきましては、非公募により指定管理者を選定してまいります。非公募の理由でございますけれども、これらの施設の現在の管理者は、社会福祉法人矢板市社会福祉協議会でございます。

矢板市社会福祉協議会は、施設管理や事業運営に豊富な知識と経験を持っておりまして、現在まで円滑に事業を運営しております。また関係する団体との連携を図りながら、利用者との関係を築いております。

今後ますます増大する福祉サービスの需要に的確に対応するためには、市と社会福祉協議会が、引き続き連携を図ることが求められているといったことから、地域の実情をよく理解しているといったことや、施設運営のノウハウを持っており、各種団体とも良好な関係を維持している、社会福祉法人矢板市社会福祉協議会と非公募により進めてまいります。

次に資料に記載はございませんけれども、今後のスケジュールでございます。継続施設であります No. 1 から 9 の施設につきましては、12 月議会で指定の議決を予定しております。新規導入施設であります No. 10 から 17 の施設につきましては、9 月議会で指定管理者制度に対応する条例整備を行いまして、その後募集などを行っていくといったことから、3 月議会で指定の議決を予定しております。簡単ですが報告は以上です。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

- ③ 矢板市使用料改定計画（案）パブリックコメント実施結果について
- ④ 矢板市手数料の改定及び関連条例等の改正について

○議長 一括して報告を求めます。

○総務課長（塚原延欣） まず御報告をする前に、次に報告しますこの関連する手数料の改定及び関係法令等の改正につきまして、ここで一括してこれまでの経緯等について御説明をさせていただきます。

本市におきましては、厳しい財政状況の下、第二次 21 世紀矢板市総合計画

に示された市の将来像、これを実現するため、平成 28 年度から 5 年間の計画期間とする、矢板市行財政改革推進計画を策定しまして、必要な財源を確保するとともに、限られた財源を有効に活用するための効率的、効果的な行政運営に努めてまいりました。

この内、歳入の増加に関する取り組みにつきましては、まず市税収入の確保といたしまして、滞納整理の強化、あるいは矢板南産業団地等の企業誘致に力を入れてまいりました。また税外収入の確保といたしまして、未利用市有地等の売却促進、また、ふるさと納税寄附金等による自主財源の確保にも積極的に取り組んでまいりました。

この税外収入の確保の内、使用料及び手数料につきましては、その受益の範囲におきまして、行政サービスを利用する方と、そうでない方との均衡を図り、適正な対価を徴収することが前提となっております。

そこで、将来に渡って安定した行政サービスを提供していくために、受益者の方には、相応の御負担をいただく必要がございます。そしてこの使用料及び手数料の改定につきましては、先ほど言いました、矢板市行財政改革推進計画におきまして、この 5 年間の計画の期間内に改定することとなっております。そこで、矢板市使用料改定計画案を作成することとし、このほどパブリックコメントを行ったというところでございます。

それでは前置きが長くなりましたが、パブリックコメントの結果について御報告をいたします。資料を御覧いただきたいと思います。

まず別記様式 1 号の所です。このパブリックコメントは 6 月 8 日から 26 日までの期間で実施しました。次のページ、別記様式第 3 号ですが、その結果 1 名の方から御意見を頂いたというところでございます。

意見の内容及びその意見に対する市の考え方につきましては、資料のとおり

であります。意見の内容につきましては、全面的に受益者負担とするものの具体的な例におきまして、上下水道料の記載がございましたが、下水道については施設整備費に公費負担があり、事例として適切ではないのではというものであります。

意見に対します市の考え方としましては、御意見の通り、下水道には施設整備におきまして公費を一部財源としており、全面的に受益者負担としていないため、上下水道料とあるものを、水道料金と下水道使用料（公費負担を除く）に改めました。

改めました計画は、次のページに抜粋ではございますが、記載しております。表の1番下の、全面的に受益者負担とするものの具体的事例、という所を改めたということでございます。

なおこのパブリックコメントの結果につきましては、この後に市ホームページに掲載をし、周知してまいります。

続きまして④の、矢板市手数料の改定及び関連条例等の改正について御報告をいたします。この手数料におきましては、その受益者から、その役務の提供のために必要な費用、人件費であったり、印刷製本費や消耗品などの需用費、これを100%徴収するものと認識をしてございます。

そのため、手数料の原価を計算しまして、市として改定すべき手数料、料金を、資料の通りまとめたところでございます。それでは資料を御覧いただきたいと思っております。

この表は、左から、今回改正を行う根拠条例と手数料の名称、現行料金、原価、負担率、負担率に基づく負担額、上限改定率をかけた改定額上限、改定料金、特記事項を記載しました備考、となっております。

まず原価を計算しまして、負担率100%、上限改定率をその受益者負担の急

激な増加を避けるため、使用料改定計画の上限改定率を準用いたしました。

その結果、それぞれ100円の値上げということでございます。この改定による影響額につきましては、資料の手数料全てで、約300万円弱の増と試算をしております。

これら使用料及び手数料の改定につきましては、令和3年4月1日施行を予定しておりまして、関係条例の改正を9月定例会に議案として提出をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。報告は以上です。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はございませんか。

○掛下議員 パブリックコメントは、市民の方によく伝わっていないということで事例がありますので、現在どういう使い方をしているか、もしパソコンなら見ればホームページでわかるのですけれども、それを見ている市民は非常に少ないので、パソコンだけではまずいと思うので、回覧板を含めた徹底の仕方が色々あると思うのですが、とにかくあまり知らないという人が多いので、現状の仕方と、今後改善を含めて、何かないかどうか質問したいと思っております。

○総務課長 今回のこの使用料の改定のパブリックコメントにつきましては、資料が結構あるものですから、市のホームページと、また市の所有する矢板、片岡、泉公民館及び総務課においても閲覧ができるように、というようなことで閲覧の方をさせていただいたところでございます。

また市民が見る機会が少ないということではありますが、そういったものは市のホームページ、あるいは市の広報というような周知方法があろうかと思っておりますので、こういったものをこれからも積極的に使っていきたいと思っております。

○掛下議員 今の内容を聞くと、やはり市民があまり知らない理由がわかったので、例えば回覧板における徹底、最低みんなに回しまするので、もう少しわ

かりやすい、全体に伝わるような方法がいいのかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○市長 回覧板等の方法を通じてパブリックコメント、意見公募等の周知を図ってはどうかというようなお尋ねであったかと思えます。

ただ残念ながら、回覧板につきましては、実際にそういった事務にあたっていただいている行政区長の方からは、回覧する書類の数が多すぎるというようなお叱りの声を、常に頂戴しているところでございます。

また加えまして、今般の新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、回覧される書類等によって感染するのではないか、というようなことを大変心配をされている市民の方もおられます。

または、その仕分作業中に、感染をしてしまうのではないかと、というようなことを危惧される行政区の役員の方もおられまして、大変危惧をしているところでございます。このようなことを踏まえて、議員の御提案については、慎重に検討させていただきたいと考えております。

○掛下議員 回覧板の弊害はわかりますので、それ以外の方法で、もう少しこういうのがあったなということが、市民がわかるような方法論、色々なものがあると思いますので、新聞等における配布物に入れるとか、色々な方法考えて、もう少しこういうのがあったな、じゃあちょっとコメント出そうかということになるように、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長 要望でよろしいでしょうか。

○掛下議員 はい。

○議長 他にございませんか。

○中村議員 質疑の内容は、前回このパブリックコメントを行いますと言った時に、質疑させていただいて、少々内容が噛み合っていないという分を含め

て、今回また質疑させていただきたいと思います。

先程の資料の中に、受益者負担率の基準という表があって、その下に(2)として、原価算定の基準の設定というのがあります。以前も確認しましたが、この原価の算出というところに、土地、建物というものが最初に載っています。

この土地、建物というのは、当然ながら私が受け取ったのは、土地は矢板市の元々の持ち物でなければ取得費、それからその上に何らかの施設を作ったら建築費がかかります。そこに備品を入れれば、次の3番目の備品費が入ると、そういったものが初期投資として必要です。

それを含めて、その初期投資と、あとはその施設を維持管理運営していくためのランニングコストがかかってくるというときに、この初期投資費用プラスランニングコストを、その上の表の受益者負担率というところで100%ということであれば100%受益者ということで、利用者が負担をして、行く行くはペイできるような料金設定にするのですかという疑問をしたのですが、そうだという回答を受けたと私は認識をしています。

そうであれば、初期投資がそういう箱物で、莫大な金額の時に、本当に回収できるのでしょうかという疑問があります。しかしながら、激変緩和措置で上限を定めています。それはまたその上限というのが、恒久的な上限なのか、暫定的な上限で、何年かごとに上限を引き上げながら本来の水準に持っていく、激変を緩和するだけの措置で、最終的にはここまで持っていくという措置なのかどうかも含めて、その考え方です。

例えば体育館というのが上に載っていて、これは50%になっています。今後矢板市の体育館も老朽化して建て替えるということになるかと思います。その時に土地は矢板市が所有していたと仮定すれば、建物だけ建築費がかかります。プラスそこに色々な設備を入れていけば、それがかかります。そういったもの

を、50%の比率で利用者にペイできる形で求めていくということで、本当にいいのかどうかということ、質疑させていただきます。

○総務課長 まず今回、下水道施設整備の費用に公費負担が入っているということなので、その部分を除かせて頂いて、管理に係る費用は100%負担をしていただきますということで、表を直させていただいたというところで、それからすると、その他については全てここに書いてあるものが入っていて、ペイできるというようなことかと思えます。

先程の体育館なども、これから実施するにあたって50%前後としたので、その分はペイできるのかということであろうかと思いますが、実際に料金を決める際には、近隣の状況も当然調査しまして、同じような規模、同じような内容の施設と比べながら、料金を決定していくことになるかと思えます。

結果的にそれでペイになるのか、ならないのかとおっしゃられますと、難しい質問で、答弁に困ってしまうところではありますが、またこの上限改定率につきましては、矢板市の行財政改革推進計画の方で、今年度までに実施するというので、この計画を作ったところで、この計画の中で上限改定率というものを決めたものでございます。

また次回、この使用料について改正を行う時期が来た時には、また改めてこの改定率はどうしたらいいかの議論はする、ということだと思います。以上です。

○中村議員 基本的には、私が思っている内容の通りだという受け止めをしているのですが、私には、課長の話には出ましたが、本当に可能でしょうかという疑問があります。

初期投資がどれぐらいになるか分かりませんが、それを例えば30年なり40年なりでペイできるような、使用料の設定となったら、かなりの額だと思います。

す。

当然ながらランニングコストがかかるわけですから、ランニングコストをペイするだけでも大変だろうと思います。従って、本当に可能かどうかということと、それから先程激変緩和措置があって、当然ながら大きく使用料の変更ができないとなった時に、その本来ペイするためにはここまで持ってかなければならない、という水準を設定したら、例えばですが現在の10倍20倍の金額になったとして、それに向けてどのようなステップで持っていくのですか。本当に持っていくのですか。というような疑問があります。ということに対して、市の考えを伺いたいということがあります。

私は元々、これはランニングコストだけをペイできるような形になっているのかなと、50%というのは、そのランニングコストの半分ぐらいを、利用者に求めるという意味なのかなと思っていましたが、やはりその初期投資の分を含めるということになると、そこに大きな疑問がありますので、もう1度確認をさせていただきます。

○総務部長 この原価の基準ですが、やはり土地建物は入れて計算をするということしております。これは、土地については入れますが、建物についてはその耐用年数もありますので、またその施設をどのぐらいの人が利用するのかというところで、その年間の利用者数によっても、計算式の中では考慮して算出をしているという状況でございます。

ということで話が戻りますが、そのペイになるのかというところでありますと、現実的にその使用者の負担の増加もありますので、苦しい状況にはなるのかなとは思いますが、ただ考え方としては、こういった100%と言いますと、まさにその受益者が特定されるという施設だと思しますので、そういったものには、ここにある原価計算に入ってるようなものは、受益者で負担いただくという考

えのもと、やっているということでございます。

○中村議員 内容的には分かりました。課長の話を私なりに理解すると、基本的な考え方は合っていますと、ただ実際にできるかどうかはやってみないとわからない、ということですから、既存のものについては、先程改定がありました。改定するにしてもそんなに大幅な改定はできないと思います。

ただ今後につきましては、新たな施設を作ろうとした時には、当然ながらその内容が議案として出てくるのであれば、それをどのように消化していくのかというのが大きな課題になると思いますので、そういった場面でまた議論させていただければと思います。

○議長 他にございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

⑤ 矢板市給水条例及び矢板市下水道条例の一部改正について

○議長 報告を求めます。

○水道課長（柳田和久） 初めに、水道事業給水条例の一部改正についてであります。本市の水道料金につきましては、消費税の税率変更に伴う改定を除いて、平成7年4月以降、26年間、四半世紀超、料金を据え置いて事業運営を続けてまいりました。

その間、外部委託による人員削減や、被災における金利負担の軽減など、各種の企業努力を行ってまいりましたが、その一方で、今後の水需要の増加が見込めない中で、これまで建設してきた施設が耐用年数を迎えることや、老朽管の更新、耐震化などで、多額の経費を要することで、企業努力だけでは吸収できなくなってきております。

また国の要請により、平成 31 年 3 月に、矢板市水道事業基本計画（水道ビジョンと経営戦略）を策定するにあたり、財政のシミュレーションを行いましたところ、現行の料金体系のままでは令和 4 年度に、経営が赤字に転じてしまうということが判明いたしました。

そこで令和元年 8 月に矢板市水道料金審議会を設置いたしまして、4 回に渡る審議を経て、本年 5 月に答申をいただいたところであります。

なおこの審議会には市外の企業、あるいは各種の団体の代表の方、更には市議会から所管の経済建設文教常任委員会の正副委員長にも、御参加いただいたところであります。

その答申いただいた内容を、市内部で精査させていただいた結果、答申の内容通りに、令和 3 年 4 月から新たな料金体系で、事業を進めていきたいと判断いたしました。

それではお手元の資料を御覧いただきたいと思います。上段の水道料金であります。使用する割合が多い 13 mm と 20 mm の口径につきましては、基本料金は据え置いて、重量料金を、現在 10 m³を超える分の 1 m³につき 150 円としておりますものを、5 m³を超える分の 1 m³につき 150 円と、改定したいと思います。また更に 15 mm から 150 mm の口径につきましては、基本料金のみを一定の割合で増額することといたします。

次に下水道条例の改正について報告いたします。下水道使用料につきましても、平成 19 年 4 月の改定以降、14 年間現行料金で運営してまいりましたが、水道と同様、人口減少に伴う使用者の減少や施設の更新、維持管理費用の増加等が見込まれる中であって、使用料収入により対象経費がどの程度賄われているかを示す、経費回収率が 100%を割り込んでいることや、少量の利用者において 1 m³あたりの使用料が大幅に割高になるということから、使用料の改訂を

行う必要がございました。

そこで水道同様、昨年8月に矢板市下水道使用料等審議会を設置しまして、4回に渡る審議を経て、昨年5月に答申をいただきました。なお、この審議会にも先程申し上げました水道と同様に、市議会から所管の経済建設文教常任委員長に御参加をいただきました。この場をお借りして重ねて感謝申し上げます。

そして下水道使用料につきましても、答申の内容通り、令和3年4月から新たな料金体系で事業を進めていきたいと考えております。

具体的な改定内容といたしましては、お手元の資料の下段にあります通り、1ヶ月あたりの基本料金区分を10 m³から5 m³に引き下げて800円とし、また超過料金を1 m³あたり20円増額するというものでございます。

以上が両条例の一部改正の内容であります。令和3年4月からの料金改定に向けて、市民の皆様への周知期間を約半年間とることが必要と考えております。事から、来たる9月議会に条例改正案を議案として提出いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

今回の水道料金、下水道料金の改定は、先ほど総務課長から報告がございました、使用料、手数料改定の一環でもございます。また特に、本市下水道事業については、本年4月から公営企業会計に移行しておりまして、経営状況の明確化や、適正な財産管理が求められることから、収支の均衡に一層努める必要もございます。

なお料金の改定にあたりましては、上水道、下水道共に、今般の新型コロナウイルスの感染拡大による市内の経済状況に充分注視をいたしまして、必要に応じて支払い猶予等の措置を講じてまいりたいと考えております。報告は以上です。

○議長 報告は終わりました。御質疑等ございませんか。

- 伊藤議員 非常に水道関係が厳しい中で、実質的値上げだと思うのですが、これによって収益はどのくらい変わってくるのでしょうか。
- 水道課長 まず上水道につきましては、相対で 25%の収益増を見込んでおります。下水道につきましては、相対で 11%の増を見込んでおります。
- 伊藤議員 パーセントは分かりました。金額的にどのくらい変わりますか。
- 水道課長 昨年度の決算収益が、上水道が 7 億 8,000 万円台であります。これの 25%増ですから、9 億 7,500 万円ぐらいの収益が見込まれるということになります。
- 下水道は少々お待ちください。
- 議長 暫時休憩します。 (10 : 43)
- 議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。 (10 : 43)
- 下水道課長 (斎藤正樹) 下水道の増分でございますが、全体で約 3,000 万円の増という計算でございます。
- 議長 他にございませんか。
- 中村議員 上水道について伺います。先程の報告の中で、一般的な家庭の口径は 13 mm と 20 mm と説明されていたと思いますが、その口径の分布、世帯数に対して、13mm と 20mm という御家庭の割合はどれぐらいなのかと、その割合が多い一般的な家庭で、実際どのくらい負担が増えるのでしょうか。
- 先程の伊藤議員の質疑の中で、全体的には 25%という答えが出ましたが、今現在使っているものに対し、25%という試算でいいのかどうか、お尋ねをいたします。
- 水道課長 13 mm と 20 mm を足しますと、全体の約 96%がこの口径になります。負担増の割合につきましては、全体では 25%ですが、この増加の割合につきましては、13 mm と 20 mm で 30%ぐらいの増加になるかと思っております。

金額としては、その使用する量にもよるので一概に言えませんけども、最大で750円の増となります。

○中村議員 今の答弁は、96%を占める一般的、標準的な家庭においては、そのまま従来通りの使用量で行けば、水道料金は30%ぐらい増えますという受け止めでいいでしょうか。

○水道課長 使用量によって一概に言えない部分もあるというのが正直なところです。5^mしか使わない人であれば全く変わらないので、それが一人歩きしてしまうと困るのですが、最大でということであれば750円の増ということになります。

○議長 他にございませんか。

○掛下議員 水道につきまして、私は二人で使い、基本料金ぎりぎりぐらいの場合が多いのですが、その場合には水道ですと、今まで1,400円だったのが計算すると2,250円になります。パーセントだとかなり高くなります。

下水道の方は1,200円が1,500円ぐらいと計算されますので、そうでもないのですが、水道の方だけがえらく高くなるので、どうしてかなということを質問したいのですが。

○水道課長 今までの基本料金だけで済んでいる方、10^m以下の方の平均は、大体5^mです。その方は、料金は変わりません。以上です。

○掛下議員 その分布、今まで10^mだった人の分布はどうなっていますか。だから、今言った5^mの人が80%で、それ以外の10^mギリギリの人が20%ぐらいだとかを、数字的に教えて欲しいのと、下水道はそんなに上がっていないのです。

同じ計算をすると1,200円が1,500円で、まあまあ仕方ないのかなと思うのですが、とにかく水道だけは今まで10^mぐらい使っている人は、一気に2

倍近くになるので、おかしいなと思うのですが。

○水道課長 分布のパーセンテージ等については、今手元に数字がないのでお答えできませんが、10 m³を使っている方が倍になるということはありません。人数のパーセンテージは別として、今まで10 m³使っていた方については、750円の増になります。

○掛下議員 750円の増加で、1,400円が合計2,250円になります。それに対して下水道は1,200円が1,500円になります。ですから水道の方が圧倒的に上がり方が大きいとは言えます。

2倍まではいかないかもしれませんが、計算しないと分かりませんが1.8倍とか1.5倍とかになると思います。明らかに違うと思います。

自分としては10 m³前後が多いと思っており、5 m³は本当に少ない人だと思っているので分布を教えて欲しいということと、あまりにも10 m³の人は水道と下水道の上がり方に差があるのではないですか。

○水道課長 私が申し上げたのは、10 m³以下で使用していた人の平均は、4 m³台、約5 m³が平均です。それとは別に、13mm、20mmの全体での平均使用水量は17 m³になります。

ですので、引き上げの額は先程申しましたように、最大で750円の増ということになります。例えば平均の17 m³を使っていた人が上がる分は、5 m³から10 m³の間の750円です。なので、倍になるということはなく、最大で750円の増ということになります。

○掛下議員 13 mmで10 m³使っている人が、2倍というのは間違っていますけれど、ようするに今まで1,400円が2,250円になります。で、1点何倍になります。それに対して下水道の方は、1,200円が1,500円です。上がり方にかなり差があります。それは事実です。私の感覚は10 m³前後の人が多くと見てお

ります。平均ではなくて、極端に使ったりしてない人もいますから、だから分布を教えてくださいと言っています。明らかに下水道と水道との差はありますので10 m³使っている人は。だから何故でしょうかという意味です。

○水道課長 2,250円ではなく、2,150円ではありますが、全体のその割合について、手元資料が出てきましたのでお伝えします。13mmと20mmの割合で言えば、6 m³から10 m³については13mmが12.4%、20 m³が2%です。11 m³以上使用している人が、13mmは37.9%、20mmは18.1%ということで、11 m³を超える人が、一番割合的には多いということになります。

○掛下議員 数値的なものは分かりましたので、それはそれで、10 m³前後の比較的少ない2人以下の老人家庭において、急激な値上がりが発生したら困るので、そういう意味で水道については私の計算から言うと、利益上は非常に良い数字になっておりましたので、そこであまり急激に上がるということが、下水道と比較して数字上出てきますので、だから考慮して欲しいのですが。よろしくお願いします

○議長 他にございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

⑥ 地方税法の改正に伴う矢板市市税条例の一部改正について

○議長 報告を求めます。

○税務課長(丸谷久美子) 資料はございません。地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布となりまして、この改正は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における、税制上の措置によるものになります。

この改正に伴います市税条例の改正につきまして、令和3年1月1日施行分

を改正するものであります。改正の主な内容としましては2点ほどございまして、いずれも個人市民税におけるものになります。

1点目は寄付金税額控除に関する改正になります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府の自粛要請を踏まえて中止等が行われました、文化芸術、スポーツイベントにつきまして、チケットの払い戻しを受けない場合に、その金額分を寄付とみなしまして、寄付金税額控除を受けることができるものでもあります。

2点目は住宅借入金等特別税額控除に関する改正になります。所得税におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられますが、この対象者につきまして、住宅借入金等特別税額控除の対象とするものであります。

以上でございまして、これらの改正を含めました矢板市市税条例の一部改正につきましては、9月議会に議案として提出いたしますので、よろしくお願ひします。報告は以上です。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

⑦ 矢板市子ども未来館設置及び管理条例の制定について

○議長 報告を求めます。

○子ども課長 お手元の資料を御覧ください。まず旧矢板健康福祉センターを子育て総合支援拠点として整備するにあたり、所要の整備をするため条例を制定いたします。

子ども未来館の設置の目的ですが、児童館の新設、子育て総合支援事業、地

域コミュニティ事業等、これらの事業の実施により、子どもと子育て家庭にとっての、知育、体育、総合支援の場となることを目的としております。

条例の施行日は令和2年12月下旬を予定しております。今後の予定ですが、12月下旬に子ども未来館がオープンした後、矢板児童館を移転しまして、現在の矢板児童館を廃止いたします。次年度4月1日、矢板東児童館も同様に移転し、廃止いたします。

こども未来館は児童館事業と、市独自の事業、そして防災拠点となり、詳細については資料に記載の通りでございます。なお、本案につきましては、9月議会に議案として提出させていただきますので、御審議を賜りますようお願い申し上げます。報告は以上でございます。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

⑧ 新型コロナウイルス感染症対策について

○議長 順に報告を求めます。

○健康増進課長（沼野晋一） まず昨日8月17日までの、栃木県内での新型コロナウイルス感染症患者発生状況について報告いたします。患者の人数につきましては、277名でございます。なお、その内の230名の方が既に退院されているとのことです。

この中で、7月30日には、県内186例目の新型コロナウイルス感染症の患者といたしまして、矢板市在住の方が初めて確認されたところでございます。市といたしましては、7月30日の県の記者会見後すぐに、矢板市感染症対策本部会議を開催しまして、対応の協議をいたしました。

まず、矢板市在住の患者が確認されたことについて、市民への周知、及び感染防止の更なる取り組みの啓発、そして人権への配慮についてのお願ひ等の市長メッセージを、当日 30 日にホームページに掲載いたしました。またこの市長メッセージは、8 月 1 日の新聞折込にて配布いたしました。

また、8 月 3 日配布の広報やいた 8 月号と一緒に、裏面に感染防止の啓発等について印刷した、市長メッセージのチラシを配布したところでございます。また、防災行政無線においても、感染症防止の啓発を行いました。

お盆の時期につきましては、帰省などで親類や友人と集まる機会が増えることから、8 月 10 日の新聞折込にて、新しい生活様式お盆編といたしまして、感染予防のための周知チラシを配布したところであります。

そして 8 月 11 日には、矢板市感染症対策本部会議を開催し、「矢板市における会議・イベント等開催判断基準」、及び「矢板市有施設の利用基準」を見直したところでございます。

この 2 つの基準とも、基本的な考え方としては、新しい生活様式や、各種団体等が定めています業種別ガイドライン等に基づきまして、適切な感染症防止対策を徹底しまして、栃木県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえていくところでございます。

そして、栃木県が定める「警戒度に応じた行動基準」、及び「警戒度レベルにおける対応」に準じて、判断をしていくところでございます。これらの基準はホームページ等に掲載しております。

次に定額給付金について、5 月 15 日から 8 月 14 日の 3 か月間申請を受け付けました。申請につきましては、13,160 世帯の申請を受け付けたところでございます。こちら申請率につきましては、99.8%でございます。

そして支払いにつきましては、8 月末までに、申請のあった世帯への給付が

完了する予定でございます。健康増進課からの報告は以上でございます。

○商工観光課長（小野崎賢一）　続きまして、商工観光課所管の報告をいたします。クーポン券発行事業、矢板の食をお持ち帰り第1弾、及び第2弾、矢板の食を召し上げられ第3弾の実績について御報告いたします。

発行枚数は第1弾、第2弾ともに47,445枚で、第1弾が13,357枚分、第2弾が17,140枚分、それぞれ換金されまして、使用率は第1弾が28.2%、第2弾が36.1%でした。第3弾である矢板の食を召し上げられクーポン券発行事業は、発行枚数94,890枚で、32,443枚分換金されまして、使用率は34.2%でした。

この事業の3回の合計としましては、発行枚数189,780枚に対し、換金枚数62,940枚となり、使用率は33.2%でした。商工観光課からの報告は以上とさせていただきます。

○議長　報告は終わりました。御質疑等ございますか。

（なし）

○議長　ないようですので次に進みます。

⑨ 矢板市防災行政無線戸別受信機の無償貸与について

○議長　報告を求めます。

○くらし安全環境課長（小野寺良夫）　資料はございませんので、聞き取りをお願いしたいと思います。平成28年、29年度に実施した、市長との意見交換会、未来づくり懇談会では、防災行政無線の聞こえ難さについて多くの御意見を頂戴いたしました。

そこで本市では、平成30年1月に、防災行政無線の聞こえ方に関するアンケート調査を実施し、その実態を把握いたしました。そして本年度から3年間

をかけて、同報系防災行政無線通信設備整備工事を実施の上、戸別受信機を約1万台、無償貸与をすることで、聞こえ難さの解消を目指すことといたします。なお、これらの一連の事業費は、約7億1,000万円を見込んでおります。

本年度は1億8,500万円の予算を計上してございます。現在工事に関する設計図書の閲覧期間中でありまして、デジタル方式をこれまでの16QAM方式から、QPSK方式に変更する内容となっております。

また戸別受信機の無償貸与につきましては、既に8月3日から貸与受付を開始しておりますが、本年度につきましては、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある世帯や施設を優先して、2,000台を配布することを予定しております。報告は以上でございます。

- 議長 報告は終わりました。何か御質疑等ございませんか。
- 掛下議員 戸別受信機につきまして、大変良いと思うのですが、今家の背が高くなっていて、本当に聞こえないので早く行った方がいいと思うのですが、色々メリットを見ると、有償で配っているという所もあるということなので、早くやることを優先して、有償を含めて考えて、早くやる方法があると思いますが、他市町村の動きとしてそういうことも聞いておりますので、その辺の情報は掴んでいますでしょうか。
- くらし安全環境課長 市町村によりましては、無償貸与、又は有償で貸与、又は譲渡、というような方法もあると聞いてございまして、なぜ無償貸与にしますかと言いますと、事業費の財源といたしまして、起債事業を受けることによりまして、無償の条件がありますことから、無償貸与という形になっております。
- 議長 他にございませんか。
- 神谷議員 ラジオの仕様がよくわからないのですが、聴覚障害の方、聞こえ

ない方に対しての、何か対応はされていますでしょうか。

○くらし安全環境課長 聴覚障害の方につきましては、ラジオの受信機の横に、文字で表示されるような装置もあると伺っておりますが、それにつきましては高額であるということもございますので、今現在は考えておりませんが、今後の検討課題として検討していきたいと思っております。

○神谷議員 文字なり、LED ランプなり、何か異常があったことが分かるような仕様にして頂けると助かると思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長 要望でよろしいでしょうか。

○神谷議員 はい。

○議長 他にございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

⑩ 矢板市営住宅条例及び矢板市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

○議長 報告を求めます。

○建設課長（津久井保） 資料はございませんので、お聞き取り願ひます。今回の改正につきましては、先程総合政策課長から報告がありました、指定管理者制度の導入施設についてにもありましたとおり、市営住宅と特定公共賃貸住宅について、来年度から指定管理者制度の導入を予定しております。

つきましては、指定管理者制度導入に伴いまして、所要の整備を行うために条例の一部を改正するものであります。なお、この一部改正につきましては、9月議会に議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。報告は以上となります。

○議長 報告は終わりました。ご質疑等ございますか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

⑪ 矢板市農業者トレーニングセンターの名称変更について

○議長 報告を求めます。

○生涯学習課長（山口武） 資料はございませんので、お聞き取りをお願いします。名称変更の趣旨は、矢板市農業者トレーニングセンターの名称を、片岡トレーニングセンターに変更し、矢板市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例を廃止し、矢板市体育施設設置及び管理条例の下で管理することとします。

矢板市農業者トレーニングセンターは、矢板市の農業者の健康増進及びコミュニティの向上を図り、もって農業者の定住条件を整備するため、農村地域定住促進対策事業補助金を財源に、昭和 57 年に竣工、供用開始しており、現在は生涯学習課が所管しております。

しかし、正式名称に「農業者」の字句が入っていることで、農業者専用の施設と誤解している市民が少なくなく、定期利用以外の利用が進んでいない状況でございます。また今後は、スポーツツーリズムの拠点施設として、様々な事業展開が期待できることから、条例上も矢板市体育施設設置及び管理条例に組み入れまして、利用者にわかりやすく、管理運営がしやすい施設にしていきたいと思いますと考えております。

9月議会で提案予定の、使用料改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の中で、改定を予定しております。以上です。

○議長 報告は終わりました。御質疑等ございますか。

(なし)

○議長 ないようですので次に進みます。

4 その他

○議長 予定しておりました議題は全て終了いたしました。議員各位及び執行部から何かありませんか。

○石塚議員 手数料に関して、私の知る限りでは現金対応だと思うのですが、これに対して、キャッシュレス決済などの導入を考えているかどうか、お聞かせいただきたい。

○議長 暫時休憩します。 (11:14)

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。 (11:15)

○出納室長（細川智弘） 以前に神谷議員でしたかと思いますが、市の公金に対して、キャッシュレス化に関しての一般質問があったかと思います。

それに伴いまして、どの様なものを、キャッシュレスにしていくかというようなことを、今考えている最中でございます。いつから、どの様にという具体的なものは、今持ち合わせていないのですが、そのように検討中でございます。以上です。

○議長 他に何かございませんか。

○神谷議員 要望なのですが、8番で言い忘れましたが、コロナの感染症対策なのですが、接触確認アプリについて、今各種企業、事業団や自治体で、推進が進められていますので、矢板市においてもこのアプリを推進していただけるようお願いいたします。

○議長 他に何かございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 ないようですので、以上で全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

(11 : 17)